

判例番号	認容/否定の別	判決年月日	原告請求内容	予備的請求の有無/内容	判決内容	判決確定の状況	備考
⑧	否定	名古屋地判 平成16年7月7日	1.0年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故後1年目の命日から)	中間利息控除 率5%による 一時金一括 支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。 (予備的請求の認容)	* 不明	被害者は50歳の主婦/パート労働者。 原告は被害者の夫、子ども(3人)、被害者の父。
⑨	否定	大阪地判 平成16年9月27日	1.1年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が就労可能となった翌年の命日から。終期は「けじめとなる」3回目の年まで)	中間利息控除 率3%による 一時金一括 支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	* 不明	
⑩	否定	盛岡地二戸支部判 平成17年3月22日	1.5年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が18歳になる年から) 33年目の年命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	× (予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	確定	★聞き取り調査事例(2)
⑪	否定	大阪地判 平成17年6月27日	3.0年間、月命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が就労可能となった年の5月後の月命日から) 就職して30年後の年命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	× (予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	確定	★聞き取り調査事例(3)
⑫	否定	横浜地判 平成17年9月22日	1.0年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故後4年目の命日から) 支払い開始から11年目の年命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	中間利息控除 率5%による 一時金一括 支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	* 不明	* 逸失利益につき、当初の3年分については一時金方式により請求(定期金方式と一時金方式の併用。判決では認められず)
⑬	否定	東京地判 平成17年12月26日	1.4年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故翌年の命日から) * 被告(加害者)に対しては一時金一括払い方式による請求(中間利息控除率1.5~2.5%)を行使し、被告(保険会社)に対しては一部を一時金一括払い、残額を上記定期金賠償にて請求。	× (予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。 (* 逸失相殺4割)	* 不明	* 被害者は59歳の主婦。 原告は夫の他「相続人」2名(被害者との関係は不詳)。「相続人」1名による本人訴訟(弁護士の見解あり)。

【注 記】

- 判例の検索は、基本的に「第一法規法情報総合データベース・判例体系」及び「Lexislexis JP 日本法総合データベース・判例検索」の検索結果に拠った他、勅使河原(2006)に掲載の「判例表」を参照、補足した。なお、判例②は判例集未掲載であり、判例⑩の原告当事者より報告者が個人的に複写の提供を受けたものである。
- いずれも交通事故死事故事案。判例⑧(被害者は50歳の主婦/パート労働者)及び判例⑩(被害者は59歳の主婦)を除き、被害者はいずれも子ども(成年者含む)で、原告は遺族両親(被害者のきょうだいを含む事例もあり)。
- 上記のうち、判例③、⑦、⑩、⑫は、被告に損害保険会社を含めていない。判例④及び⑤については、この点不詳。
- 判例⑩を除き、いずれの事例でも被害者にも被害者に落ち度はないと判断され、逸失相殺はなされていない(被告側から逸失相殺の抗弁がなされているのは、判例⑦、判例⑫の2例のみ)。

<別紙資料②> 定期金賠償請求の認容・否定をめぐる判例の理論構成

A. 死亡逸失利益ないし近親者固有の慰謝料について定期金賠償を認容した事例【判例①、②における理論構成（ほぼ同旨）。下線は小佐井による】

- 1) 不法行為を原因とする損害賠償請求権は、実際には事故後に具体化していく損害を含めて、すべての損害が不法行為時に発生したものと観念される。
2) 不法行為の損害賠償の支払方法について、法が一時金賠償方式による支払請求のみを認め、定期金請求を否定したものと解されない。
3) 死亡逸失利益について、一時金として請求できる金員を単純に分割して定期金として請求する場合は単に支払方法の違いにすぎないので、権利濫用と評価される場合を除き、このような定期金請求を認めない理由はない。
4) 死亡逸失利益について、仮に被害者が生存していれば得られたであろう利益を、その得られたであろう時において支払うことを請求する場合は単純な分割払の請求と同視することはできないが、それが損害賠償義務者の支払を著しく煩瑣にするなど権利濫用と評価される場合を除き、認められる。
5) 死亡逸失利益の定期金賠償の請求が、事故を加害者に忘れさせたくないという意図に基づいたものであっても、それだけで当該請求が権利濫用になるものではない。
6) 交通事故で死亡した被害者の遺族が加害者に対してその死亡逸失利益に係る損害賠償を求めるとき、仮に被害者が生存していれば得られたであろう利益をその得られたであろう時において支払うことを請求することも許される。
7) 死亡逸失利益についても定期金賠償方式を採れば、このような中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題は生じない。したがって実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を採る意味がある。

【判例③の傍論部分での言及（一部抜粋。下線は小佐井による）】

「逸失利益の損害賠償は、被害者が生きていたら将来得られたであろう利益を填補するものであるから、被害者が各年齢にわたって得られたであろう金額から生活費を控除した残額を、それが得られたであろう各時期に定期金として支払うという方式が正確性という点では最も優れているといえるべきである。日本の社会では、月給と年1回ないし2回の賞与というものが最も一般的であると思われるから、月ごと及び賞与時の定期金とするのが最も正確といえるであろう。しかし、そこまでは極めて煩瑣であるから、全年齢の平均収入から生活費控除をした残額を1年ごとに支払うという方式も、一時金による方式よりも賠償額の正確性においては優れているといえるべきである」

B. 死亡逸失利益ないし近親者固有の慰謝料について定期金賠償が否定された事例【否定判例を通じてほぼ共通する判旨。下線は小佐井による】

- 1) 民事訴訟法117条を考慮すると、法は、不法行為に基づく損害賠償について、定期金賠償方式による支払請求を否定しているとはいえないと解される。
2) しかしながら、(定期金賠償を求める) 場合には、不法行為時に観念的に発生した損害が、将来において具体化するものとして、その具体化する各時期において確定した損害額を請求するものであるから、当該損害が将来において具体化し、確定する損害であることが必要である。
3) これを死亡逸失利益についてみると、死者が取得した損害賠償請求権を相続したものとして、いわゆる相続構成により請求している場合には、死亡逸失利益を、死亡時に具体化して確定した損害として捉えているものというほかに、死亡時に観念的に発生したものが、将来具体化するものと解する余地はない（この点、後遺障害に伴う将来の介護費用、医療器具費等が、将来において現実に当該費用が必要となった時点において損害が具体化し、確定するもの